

【東京電力エリア】 契約メニュー表

A-1. 協議制従量電灯

1. 供給条件

適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要であり、契約電流が 60 アンペア以下であること
契約電流	10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれか。 ※ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
その他	一般送配電事業者が、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
供給電気方式、供給電圧および周波数	交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト、または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト 標準周波数 50 ヘルツ ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

2. 料金

料金メニュー	料金単価		
むつぎわ スタンダード	基本料金	276.8 円/10A	
	従量料金	夏季夕方 (7~9 月の 16~22 時)	39.88 円/kWh
		夏季以外夕方 (10~6 月の 16~22 時)	35.88 円/kWh
		夏季平日昼 (7~9 月の 10~16 時)	39.88 円/kWh
		夏季以外平日朝 (10~6 月の 6~10 時)	29.88 円/kWh
		上記以外	29.10 円/kWh

A-2. 協議制従量電灯

1. 供給条件

適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要であり、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満であること
契約容量	原則 6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満 ※ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
契約容量の決め方	契約主開閉器の定格電流に基づき、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまの申し出によって定めます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。
供給電気方式、供給電圧および周波数	交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト 標準周波数 50 ヘルツ ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

2. 料金

料金メニュー	料金単価		
むつぎわ スタンダード	基本料金	276.8 円/kVA	
	従量料金	夏季夕方 (7~9 月の 16~22 時)	39.88 円/kWh
		夏季以外夕方 (10~6 月の 16~22 時)	35.88 円/kWh
		夏季平日昼 (7~9 月の 10~16 時)	39.88 円/kWh
		夏季以外平日朝 (10~6 月の 6~10 時)	29.88 円/kWh
		上記以外	29.10 円/kWh

B. 実量制従量電灯

1. 供給条件

適用範囲	電灯または小型機器を使用する需要
契約容量	原則 50 キロワット未満 ※ 1 需要場所において、低圧電力もあわせて契約する場合は、低圧電力の契約電力と合わせて 50 キロワット未満であること（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）。
契約容量の決め方 ※ a ※ b ※ c	各月の接続送電サービス契約電力は、※a～c の場合を除き、その 1 月の最大需要電力等と前 11 月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前 11 月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。
供給電気方式、供給電圧および周波数	交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト 標準周波数 50 ヘルツ ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
その他	託送供給等約款の電灯定額送電サービスの適用範囲外であること

【契約容量の定め方の補足】

- ※a 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き所轄の一般送配電事業者の供給設備を利用されている場合は除きます。
- ※b お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- ※c お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力等と前 11 月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された 日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を 基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

2. 料金

料金メニュー	料金単価		
むつざわ ナイト&ホリデー	基本料金	276.8 円/kW	
	従量料金	夏季夕方 (7~9月の16~22時)	39.88 円/kWh
		夏季以外夕方 (10~6月の16~22時)	35.88 円/kWh
		夏季平日昼 (7~9月の10~16時)	39.88 円/kWh
		夏季以外平日朝 (10~6月の6~10時)	29.88 円/kWh
		上記以外	29.10 円/kWh
むつざわオール電化	基本料金	214.5 円/kW	
	従量料金	夏季昼間 (7~9月の8~22時)	32.49 円/kWh
		他季昼間 (10~6月の8~22時)	27.81 円/kWh
		夜間 (22~8時)・土日祝	23.12 円/kWh
		夜間のうち深夜 (1~6時)	17.77 円/kWh